（別紙）

**「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき農業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準案についての意見・情報の募集」に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方**

| | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 第３条について、育成就労外国人であっても、監督管理者等については、労働時間等の適用除外を認めるべきである。したがって、「第四十一条の規定」を「第四十一条第一号の規定」とすべきである。 | 御指摘の規定につきましては、「育成就労外国人」について労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条の規定を適用しないことを定めるものです。<br>育成就労制度は、我が国での３年間の就労を通じて特定技能１号水準の技能を有する人材を育成し、確保する制度であり、御指摘の労働基準法第41条第２号の監督又は管理の地位にある者に当たる可能性は極めて低いと考えております。<br>つきましては、原案のとおりといたします。 |
| 2 | 「入国後講習における安全衛生に係る講義を義務化することとする。」とし、講師の資格要件を設けているが、「（最低限）○○時間以上の安全衛生講習を実施すること」等の要件を追加する方が実効性があるのではないか。 | 御指摘の安全衛生講習の講習時間につきましては、講習を行う者や受講者によって必要時間数が異なることが考えられることから、講習時間を定めない考えです。なお、講習に必要な内容やテキストの例等は別途農林水産省のHP等でお示ししてまいります。<br>つきましては、原案のとおりといたします。 |

※ その他いただいた御意見に関しては、今後の施策の参考とさせていただきます。